

大学評価学会は、「国際人権A規約第13条問題特別委員会」を設けて、「無償教育の漸進的導入」に係る研究を深めてきました。今回、2016公開研究会(3)を企画しました。ご参集下さい。

・日 時：2016年11月19日(土) 10:30~12:30

・場 所：東洋大学(白山キャンパス) 第6号館2階「6215教室」
(東京都文京区白山5-28-20)

・アクセス：都営地下鉄三田線「白山」駅
A1出口から「西門」入ってすぐ(徒歩約5分)
<https://www.toyo.ac.jp/site/access/access-hakusan.html>

・テ ー マ：「世帯所得400万円以下家庭の授業料免除@東京大学」
のインパクト——創設の経緯、仕組み、現状と課題

・講 師：今中 政輝 氏(東京大学生産技術研究所 特任研究員)

・趣 旨：石井拓児は、「学習権保障制度=学習費保障制度+生活費保障制度」であるべきことを提起している(2014「日本における青年期の学習費保障と生活費保障制度の横断的検討」細川孝編『「無償教育の漸進的導入」と大学界改革』)。「**学費減免**」制度は、「**学習費保障制度**」として位置づくが、どう拡充させるべきかという議論は低調である。日永龍彦(2014)「日本における学費負担減免の現状と課題」(同)は、国立大学の動向を中心にまとめているが、「**当該大学の授業料歳入予定額の5%に相当する金額**」の壁を超えられない状況を明らかにしている。人口全国最少県である鳥取県は、地方創生の観点から公立の鳥取環境大学に関して**県内出身者の授業料減免制度**(早ければ2017年度~)を検討中であるという。

2017年度文部科学関係概算要求には「**国立大学・私立大学等の授業料減免等の充実448億円(39億円増)**」が盛り込まれている。具体的には、◇国立大学の授業料減免等の充実333億円(13億円増)、◇私立大学の授業料減免等の充実112億円(26億円増)、◇専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業3億円(前年同)」である。

ところで、**2008年度から東京大学では、「学部学生(留学生を除く)で世帯の総所得金額が218万円以下(給与収入のみの場合は400万円以下)の場合(家計基準&成績基準あり)の全額免除される制度がスタート**している。どのような経緯で創設され、その仕組みはどのようにになっており(変更箇所を含む)、現状と課題は如何様であろうか。本制度の創設にも関与した今中氏を招いて、検討を深めたい。

・そ の 他：どなたでも自由にご参加いただけます。参加費は無料。
(資料準備の都合がありますので、可能なら事前に下記までご一報ください。)



基盤研究(B)一般 H27-29 課題番号 15H03474

略称「無償化」科研

研究代表者 渡部昭男(神戸大学大学院教授)

メール・アドレス akiowtnb@port.kobe-u.ac.jp

電話・FAX 078-803-7726